令和８年（フ）第６５７号
栃木県栃木市境町25番14号　ヌウボーハウス202、前住所埼玉県行田市桜町２丁目19番22号　Ｂｌｅｓｓｉｎｇ102号室
債務者　夏目　崇明
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第７１４号
川崎市多摩区南生田３丁目７番11号　サンハイツ弐番館　205
債務者　斉田　貴志
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７７２号
川崎市多摩区長尾７丁目６番５号　清水荘
債務者　本橋　邦男
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７８６号
川崎市川崎区鋼管通２丁目11番４号　シエール川崎Ｂ　101
債務者　近藤　亮太
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７８９号
川崎市麻生区細山３丁目４番７号　コーポ愛202
債務者　原田　冬威
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第８１８号
川崎市中原区井田１丁目20番７号　ベルハイツ　203
債務者　和田　克己
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第２９６号
岐阜市北一色８丁目７番２―201号（カーサ寺林　201号室）、前住所岐阜市溝旗町１丁目13番地（アンヒルズ溝旗　１―Ａ）
債務者　石川　佳佑
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第２９７号
岐阜市北一色８丁目７番２―201号（カーサ寺林　201号室）、前住所岐阜市溝旗町１丁目13番地（アンヒルズ溝旗　１―Ａ）
債務者　佐藤　　忍
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３９８号
岐阜県関市上白金625番地
債務者　塚原麻利子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４１３号
岐阜県羽島市竹鼻町狐穴1964番地１（ヒーリングハウスⅡ　202号室）
債務者　大場　宏美
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第１７７０号
福岡市博多区堅粕１丁目25番１―1202号　市営ニュー堅粕住宅４棟
債務者　原　　寿人
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８０９号
福岡市東区原田２丁目15番８―403号　月光博多東
債務者　馬場　郁子（旧姓山口）
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８３２号
福岡市城南区別府２丁目４番29―301号　コンフォートベネフィス別府Ⅰ
債務者　鍋嶋　由美
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８５３号
福岡県古賀市小山田267番地５
債務者　古藤菜々美（旧姓大塚）
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９０８号
福岡市南区長住３丁目16番204号
債務者　川口　優子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９５５号
福岡市南区長丘５丁目27番８号　松繁ビル209号
債務者　浜田　美幸
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９６６号
福岡市中央区地行２丁目10番10―203号　エリーナハイツ西新東　Ⅰ
債務者　中牟田康二
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部